

議案第 23 号

日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設
備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設
備及び運営に係る基準に関する条例（平成 25 年日出町条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第 205 条」を「第 205 条・第 206 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す
る等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに
当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他
必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 5 項第 1 号中「いう。」の次に「第 4 9 条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第 2 号中「いう」の次に「。第 4 9 条第 4 項第 2 号において同じ」を加え、同項第 3 号中「いう」の次に「。第 4 9 条第 4 項第 3 号において同じ」を加え、同項第 4 号中「いう」の次に「。第 4 9 条第 4 項第 4 号において同じ」を加え、同項第 5 号中「いう。」の次に「第 4 9 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「いう。」の次に「第 4 9 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「いう。」の次に「第 4 9 条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「いう。」の次に「第 4 9 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第 1 1 条第 2 項中「この条において」を削る。

第 3 3 条第 9 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 4 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画

の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う場合を含む。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 3 6 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 4 1 条第 1 項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行う場合（利用者又はその家族（以下この項、第 6 1 条の 1 7 第 1 項及び第 8 9 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているときに限る。）を含む。」を加える。

第 4 2 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 4 2 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生

又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設

- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条第9号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切な指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについて

は、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第 5 8 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 5 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 6 1 条前段中「第 3 5 条」を「第 3 4 条の 2」に改め、同条中「、第 4 2 条及び第 4 3 条」を「及び第 4 2 条から第 4 3 条まで」に、「第 3 5 条及び第 3 6 条第 1 項」を「第 3 4 条の 2 第 2 項、第 3 5 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 3 6 条第 1 項並びに第 4 2 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 6 1 条の 1 2 第 1 1 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 6 1 条の 1 3 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 6 1 条の 1 3 に次の 1 項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の15中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第61条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第61条の17第1項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行う場合（利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているときに限る。）を含む。」を加える。

第61条の20中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「規定」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加える。

第61条の20の3中「、第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条に」を「第36条第1項に」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42

条の２第１号及び第３号中」に、「及び第６１条の１３第３項」を「、第６１条の１３第３項及び第４項並びに第６１条の１６第２項第１号及び第３号」に改める。

第６１条の３４中「次に」を「、次に」に改め、同条第１０号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第６１条の３６第１項中「安全・サービス提供管理委員会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。」を加える。

第６１条の３８中「第３０条」の次に「、第３４条の２」を、「第４０条まで」の次に「、第４２条の２」を加え、「第３６条中」を「第３４条の２第２項、第３６条第１項並びに第４２条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第３６条第１項中」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６１条の１３第３項」を「第６１条の１３第３項及び第４項並びに第６１条の１６第２項第１号及び第３号」に改める。

第６６条第１項中「又は施設」の次に「（第６８条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第６７条第２項中「第８４条第７項」の次に「、第１１２条第９項」を加える。

第６８条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

第７５条第１１号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第８２条中「第３０条」の次に「、第３４条の２」を、「第４０条まで」の次に「、第４２条の２」を、「規程」と、の次に「同項、第３４条の２第２項、第３６条第１項並びに第４２条の２第１号及び第３号中」を加え、「第３６条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応

型通所介護従業者」を「第 6 1 条の 1 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 6 1 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第 8 4 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 8 5 条第 3 項中「第 1 1 3 条第 2 項」を「第 1 1 3 条第 3 項」に改める。

第 8 9 条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているときに限る。))を含む。)」を加える。

第 1 0 2 条第 1 1 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 1 0 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 1 1 0 条中「第 3 0 条」の次に「、第 3 4 条の 2」を加え、「、第 4 3 条」を「から第 4 3 条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第 3 4 条の 2 第 2 項、第 3 6 条第 1 項並びに第 4 2 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 3 6 条第 1 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小

規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 6 1 条の 1 3 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 6 1 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 1 1 2 条第 1 項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 1 1 2 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第 1 1 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、

サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中「指定地域密着型サービス」次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第124条第8号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第125条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第125条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第130条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」

を「から第43条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第140条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加える。

第147条第10号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第148条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第148条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条中「、第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条第1項」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第153条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ること

により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第１５３条第１項第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第１５３条第８項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第１号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第２号から第４号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第１３項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第１５９条第６項第１号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加える。

第１６０条第６項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ているときに限る。))を含む。)」を加える。

第１６５条の次に次の２条を加える。

(栄養管理)

第１６５条の２ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第１６５条の３ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第１７０条第９号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 171 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 171 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 173 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 177 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 179 条中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を、「第 40 条」の次に「、第 42 条の 2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 36 条第 1 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 182 条第 1 項第 1 号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「としなければならない」を「とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上と

すること。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)」を加える。

第188条第10号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第204条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第61条の13中」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第205条を第206条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

3 第11条第3項から第6項までの規定は、前項の場合において準用する。

附則第4条から第8条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第61条において準用する場合を含む。）及び第61条の16第2項（新条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第61条の13第3項（新条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第204条において準用する場合を含む。）、第125条第3項、第148条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、

これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の2（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の3（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第177条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第177条第1項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第10条 施行日以降、当分の間、新条例第182条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定

地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第 153 条第 1 項第 3 号ア及び第 189 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(ユニットの居室に係る経過措置)

第 11 条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の第 182 条第 1 項第 1 号ア(ウ) b の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

理 由

国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。